

雪条例（仮称）の制定について ～総合的な雪対策の推進～

本県のこれまでの雪対策

◆山形県雪対策基本計画（第3次・改訂）（H24. 10）

◆山形県雪対策行動計画（H29～33）

- ① 雪の魅力を最大限に活かした雪国づくり
- ② 「住んでよし」の安全・安心な雪国づくり
- ③ 雪国の暮らしを守る基盤整備

◆山形県雪対策総合交付金による地域における多様な雪対策

⇒ 雪対策行動計画等に基づき各種の克雪・利雪・親雪の取組みを実施

いきいき雪国やまがた県民会議 （H28. 11 創設）

市長会・町村会、各界各層の参画を得て、克雪・利雪・親雪に関する情報発信や普及啓発活動を展開

- 県民に対して安全・安心に対する意識向上
- 雪の魅力の再認識
- 雪の利活用の促進

従来の枠組みを超えた近年の動き

- 地球規模での大きな気候変動の常態化に影響された**豪雪の頻発**（今冬のゲリラ豪雪による多大な被害等）
- 雪を魅力ある資源として、新たな視点・コンセプトにより**積極的に利活用する新たな取組みの始動**（国連世界観光会議、やまがた雪フェスティバル等）
→ インバウンドを含む冬季観光の振興による交流人口の拡大など、県民の雪に対する発想の転換へ
- 少子高齢化・人口減少の進行に伴う地域の**新たな除排雪体制の構築**（要援護者への支援等）
- 雪国での快適な暮らしを実現していくための**新技術の積極的な活用**（大学、試験研究機関、民間企業等の知見を幅広く結集）

今後の取組方向

雪条例（仮称）制定の目的

- ✳ これまでの県・市町村の取組みに加え、県民や企業、経済界等の参画・協力の下、それぞれの力を結集した取組みに発展
⇒ すべての県民が安心して暮らし、国内外から多くの人々が訪れる「いきいき雪国やまがた」を実現
- ✳ 県の基本姿勢を明確にして県民等に積極的に訴え、各種取組みへの積極的な参画を促していくため、これらを趣旨とする新たな「雪条例」の制定が必要

1 克雪・利雪・親雪を推進する上での基本的事項を定める条例を制定

県・市町村・県民・事業者等の役割を明確化するとともに、県の基本的な施策を規定

2 近年の動きにも対応した施策を総合的に展開

- ①雪を魅力ある資源として積極的に利活用
- ②短期集中的な豪雪への対応
- ③地域の新たな除排雪体制の構築
- ④快適な暮らしに向けた新技術の活用

雪条例（仮称）制定に向けた進め方

| 時 期 | 取 組 事 項 |
|--------------|-----------------------------------------------------------|
| 6 月 | 雪に関するこれまでの取組みでの課題や新たなニーズの整理 (市町村、関係団体との情報交換 等) |
| 7 月 | 山形県雪に関する条例懇話会【第1回】 ○条例の基本方針・論点について協議 県政アンケート |
| 8 月 | 山形県雪に関する条例懇話会【第2回】 ○条例骨子案について協議 市町村へ意見照会 |
| 9 月 | 山形県雪に関する条例懇話会【第3回】 ○条例素案について協議 |
| 10 月 | パブリック・コメント |
| 12 月 (目途) | 条例制定 |